令和2年度 第46回

P T A 総 会 要 項

【議案】

第1号議案 令和元年度事業並びに決算報告及び監査報告

第2号議案 令和2年度事業計画並びに予算

第3号議案 役員改選並びに顧問報告

第4号議案 会則改正(案)集金方法についての改正

志木市立志木第三小学校PTA

会員の皆様へ ごあいさつ

日ごろより PTA 活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 この度は新型コロナウィルス感染拡大防止対策として三密を防ぐため、 令和 2 年度志木第三小学校 PTA 定期総会の表決を、Google フォームを用い たアンケートを使用して行うことといたしました。

保護者の皆様におかれましては、休校による児童への影響についてご心配も多いことと思います。PTA と学校とで話し合いを重ねた結果、このような形で行うことを決定いたしましたので予めご了承ください。皆様とPTA、学校とで一致団結をしながら児童が安心、安全な学校生活を送る日を迎えるためにもどうかご理解とご協力をお願いいたします。

PTA会長 野浦康百

第1号議案 令和元年度事業並びに決算報告及び監査報告

令和元年度 PTA事業報告

≪学校≫

令和元年

- 5. 7 環境整備協力(除草作業)
- 5. 24 春季運動会 前日準備
- 5.25 春季運動会協力
- 7.11 クラス会計監査
- 10.26 学校公開日 校内パトロール協力
- 11.15 45周年記念行事
- 12. 4 持久走大会 前日準備
- 12. 5 持久走大会協力
- 12.12 クラス会計監査

令和2年

- 1. 9 学校保健委員会協力
- 2.21 通学班編成会議協力
- 3.12 クラス会計監査
- 3. 30 学年末監査

≪PTA全体活動≫

平成31年

- 4.24 総会
- 4. 25 歓送迎会(三松)

令和元年

- 5. 7 環境整備 (除草作業)
- 5.11 志木市クリーン作戦協力
- 5. 13 広報紙講習会(志木中学校)
- 5.16 家庭教育学級説明会(いろは遊学館)
- 5.17 第1回 運営委員会・常任委員会
- 5.30 45周年記念 集合写真撮影
- 6.14 PTA会費(2000円)・埼玉県PTA連合会PTA団体傷害 保険料(100円)集金
- 6.14 第2回 常任委員会

6.29 七夕祭り飾りつけ 7. 20 敷島神社夏祭りパトロール 協力 < おやじの会 > 9. 3 環境整備(除草作業) 9. 9 家庭教育学級(親の学習会)※延期 9.20 第2回 運営委員会 第3回 常任委員会 10. 2 家庭教育学級(給食試食会) 環境整備(夕方、苗受け取り) 10.4 10. 5 環境整備(花植え、除草作業) 10. 7 防犯パトロール 10.25 第4回 常任委員会 第1回 選考委員会 ベルマーク集計作業(第1回目) 10.25 10.31 市内音楽会(4年生・パルシティ) 11. 7 お茶会 前日準備 11. 8 お茶会(6年生) 11.15 45周年記念品贈呈 お茶会 片付け 11.15 11.18 家庭教育学級(親の学習会)※振替 11.22 第5回 常任委員会 第2回 選考委員会 12. 3 環境整備(落ち葉掃き・石拾い) 12.13 第6回 常任委員会 「ふれあい110番」登録家庭へ継続確認のアンケート配布 4月~12月 給食牛乳パック数集計(月1回・ベルマーク) 1. 17 もちつき大会 前日準備

令和2年

- 1. 18 もちつき大会 協力くおやじの会・地域協力者>
- 1. 27 防犯パトロール
- 2. 14 第3回 運営委員会 第7回 常任委員会
- 2. 14 ベルマーク集計作業(第2回目)
- 2. 22 ベルマーク財団へ提出
- 2.28 環境整備(夕方、苗受け取り)
- 環境整備(花植え・除草作業) <エコレンジャー共催>※中止 2. 29

- 3.13環境整備(体育館・周辺清掃)※中止
志木中学校 卒業証書授与式3.24志木第三小学校 卒業証書授与式1月~3月給食牛乳パック数集計(月1回・ベルマーク)
- 4. 8 志木中学校 入学式
- 4. 9 志木第三小学校 入学式
- 4. 28 準備委員会

≪おやじの会≫

令和元年

- 6. 1 環境整備 校庭樹木剪定
- 6.29 七夕竹の切り出し・短冊つけ
- 10.26 逃走中

≪市P連≫

令和元年

- 5.11 市P連定期総会・懇親会
- 6. 5 北足立南部地区PTA連合協議会 定期総会
- 6. 第1回 市P連会長副会長会議
- 6.22 市 P 連親睦バレーボール大会合同会議(宗岡第三小学校)
- 6.29 第12回 志木地区6校バレーボール交流試合(志木市民体育館)
- 7. 5 令和元年度青少年育成推進員とPTAとの懇談会(志木市役所)
- 7.10 第2回 市P連会長副会長会議
- 9. 7 市 P連親睦バレーボール大会(志木市民体育館)
- 9.11 第3回 市P連会長副会長会議
- 10.16 市P連全体研修会(パルシティ)
- 11. 6 第4回 市P連会長副会長会議
- 11.19 令和元年度朝霞地区青少年健全育成地域の集い(朝霞市民会館)
- 12. 4 第5回 市P連会長副会長会議

令和2年

- 1. 25 市P連新年会
- 2. 5 第6回 市P連会長副会長会議
- 2.13 令和元年度青少年非行防止講演会(いろは遊学館)
- 3. 4 第7回 市P連会長副会長会議 ※中止

《令和元年度 広報活動報告》

【柏葉 136 号】

L 1117214 -	· · ·
平成 31 年	
4.24	PTA準備委員会
	広報内での分担決め、136号のレイアウト案作成
	教頭先生にレイアウト案の確認と各行事の映像許可を取る
令和元年	
5.07	除草作業後、教職員の写真について撮影日、担当決め
5.13	広報誌講習会(市内小中学校PTA広報対象)参加
5.13.16	教職員紹介用写真撮影
5.17	PTA常任委員会後PTA各担当グループの集合写真撮影
	運動会の撮影担当決め
5.25	運動会撮影、PTA本部役員・おやじの会集合写真撮影
5.30	45周年記念下敷き撮影および運動会の写真印刷・先生方へ確認依頼
6.14	PTA常任委員会後 関係機関・地域関係者配布先分担決め
	写真確認戻り
6.14-20	原稿作成・編集作業
6.21	仮本前準備·写真再提出
6.24	再提出写真戻り・修正
6.25	修正版仮本作成 先生方PTA本部へ確認依頼
6.28	修正版仮本戻り・再修正し再度提出
7.01	再修正版戻り・ラクスルへ発注・本部会計へ振り込み依頼
7.02	振り込み完了
7.08	配布本(小学校)到着
7.12 7.13	セッティング・あて名書き・封入・各クラス分振り分け作業 広報誌コンクール連絡あり
7.16-19	発行・配布(校内配布は16日、19日迄は地域の方への配布)
7.10-19	光11·60和(仅内60和以10日、19日运は地域の方。2016和)
【柏葉 13′	7号】
令和元年	
6.14	137号に掲載する特集・行事を決定
	教頭先生にレイアウト案の確認と撮影許可を取る
6.29	竹切り出し・七夕飾り撮影
7.12	分担決め
	校外学習について教頭先生経由で学年主任の先生に写真および
	コメントを依頼
9.07	市P連バレーボール大会撮影
9.09	クラブ紹介文を教頭先生に依頼
9.20	常任委員会後、各担当ページ打ち合わせ

10.02	給食試食会参加・撮影
10.10	クラブ活動撮影
10.16	陸上記録会撮影
10.25	常任委員会後、写真印刷、先生方へ確認依頼
10.31	市内音楽会撮影
11.12	縁日集会撮影 写真印刷 先生方へ確認依頼
11.15	45 周年記念行事撮影
11.22	写真確認戻り、校外学習写真及びコメント受け取り
11.27	仮本作成、先生方 PTA 本部役員へ確認依頼
12.03	仮本指定部分を訂正、再提出
12.04	ラクスルへ発注、本部会計へ振り込み依頼
12.06	振り込み完了
12.12	配布本(小学校)到着
12.13	セッティング・あて名書き・封入・各クラス振り分け作業
12.18	発行・配布(12.17…地域の方への分を郵送)
【柏葉 13	8号】
令和元年	
11.22	常任委員会後 138 号に掲載する特集・行事を決定
	6年生メッセージ、先生からのメッセージ詳細決め
	教頭先生にレイアウト案の確認と撮影許可を取る
12.05	持久走大会撮影
12.13	常任委員会時 各委員長さんへ「一年を振り返って」を依頼
	常任委員会後 6年生へ「小学校で楽しかったこと」
	先生方へ「子供たちへのメッセージ」を依頼
	持久走大会写真チェック依頼
12.23	持久走大会写真受け取り
	先生方へ「子供たちへのメッセージ」の用紙配布
令和2年	
1.18	餅つき大会撮影
1.21-24	各参観日後、餅つき大会写真まとめ USB に入れ担当へ渡す
	「6年生の一言」「先生からのメッセージ」受け取り
1.24-2.14	編集作業
2.14	「委員長メッセージ」受け取り
	仮本作成、先生方 PTA 本部役員へ確認依頼
2.21	仮本戻り
2.25	仮本指定部分を訂正、再提出
2.27	ラクスルへ発注 本部会計へ振り込み依頼
3.05	振り込み完了
3.13	配布本(小学校)到着
3.16	発行・セッティング・あて名書き・封入・各クラス振り分け作業
3.24 - 26	配布

≪令和元年度 校外指導委員活動報告≫

平成31年	
4. 24	新旧役員引継ぎ
令和元年	
5. 13	通学路 朝の立哨指導
7. 16	通学路 朝の立哨指導
7. 20	夏祭りパトロール
9.24	通学路 朝の立哨指導
10. 7	第1回防犯パトロール
12. 2	通学路 朝の立哨指導
12.13	交通安全・防犯標語募集
令和2年	
1. 22	交通安全・防犯標語選考、賞状作成
1. 27	第2回防犯パトロール
2. 7	交通安全・防犯標語入選発表
	交通安全・防犯標語賞状授与
	交通安全・防犯標語学校内掲示
2. 21	通学班編成会議
4. 8	通学路 朝の立哨指導 ※中止

≪令和元年度 交通安全母の会活動報告≫

令和元年

5.	8	第1回理事会	志木市役所
5.	1 3	朝の立哨指導	三小通学路 12 ポイント
5.	1 6	令和元年度母の会総会	志木市民会館
6.	1 3	第2回理事会	志木市役所
7.	1 6	朝の立哨指導	三小通学路 12 ポイント
7.	2 3	交通安全啓発活動	志木駅東口広場
9.	1 2	第3回理事会	志木市役所
9.	2 1	秋の全国交通安全運動出発式	
		交通安全啓発活動	志木駅東口広場
9.	2 4	朝の立哨指導	三小通学路 12 ポイント
11.	2 1	第4回理事会	志木市役所
11月~	~1月	「お達者訪問活動」交通安全啓発グッス	ズ配布 柏町内
12.	2	朝の立哨指導	三小通学路 12 ポイント
12.	1 0	交通安全啓発活動	志木駅東口広場

令和2年

3.	6	第5回理事会 ※中止	志木市役所第2仮庁舎
4.	8	朝の立哨指導 ※中止	三小通学路 12 ポイント
4. 1	4	春の交通安全出発式 ※中止	志木駅東口広場
5月		第6回理事会	志木市役所第2仮庁舎
5月		理事会(新役員)	志木市役所第2仮庁舎
6. 2	6	令和2年度母の会総会	志木市民会館 2階

令和元年度 PTA一般会計決算書 (単位:円、△は減)

I. 歳入の部

項目	予算額	決算額	比較増減	付記
会費	1,047,000	1,033,900	△ 13,100	2000円×494世帯(内教職員33名)
云貝	1,047,000	1,055,500	△ 15,100	埼玉県PTA連合会PTA団体傷害保険100円×459世帯
補助金	110,000	111,000	1,000	市補助、市P連補助 等
雑収入	10	6	\triangle 4	貯金利息 他
繰越金	736,693	736,693	0	
計	1,893,703	1,881,599	△ 12,104	

Ⅱ. 歳出の部

項目		予算額	決算額	比較増減	付記
	総会費	1,000	695	△ 305	総会費用
	諸会議費	40,000	42,619	2,619	市P連関係会議費他
運営費	事務費	30,000	32,459	2,459	事務用品
建百貝	備品費	130,000	35,418	△ 94,582	会議室用備品、USBメモリ、パソコン
	印刷費	280,000	345,748	65,748	印刷機リース代、印刷用インク、用紙
	旅費	8,000	1,588	△ 6,412	各種研修会交通費•日当
					広報活動費 80,388円
			412,393		お茶会 41,235円
	一般活動費	450,000		△37,607	餅つき 116,245円
活動費					バレー部費 60,000円
					おやじの会 19,937円 その他94,588円
	教育振興費	75,000	75,602	602	運動会賞品、総合学習補助
	児童福祉費	80,000	62,657	△ 17,343	入学·卒業記念品
屡	憂 弔費	80,000	28,000	△ 52,000	慶弔見舞金、慰労金
負	負担金	55,000	51,950	△ 3,050	県·市P連負担金
埼玉県PTA連合会 PTA団体傷害保険		50,000	47,864	△ 2,136	
予備費		614,703	100,000	△ 514,703	記念行事積立金
会費		0	2,000	2,000	前期転出2世帯×1000円
	計	1,893,703	1,238,993	△ 654,710	

Ⅲ. 収支の部

収入 ¥1,881,599 支出 ¥1,238,993 残高 ¥642,606

残高については、次年度へ繰り越しいたします。

上記のとおり、報告いたします。

令和2年3月30日

志木市立志木第三小学校 PTA会長 野浦 康 亘

監査の結果、適正であることを認めます。

令和2年3月30日

志木市立志木第三小学校 PTA監事 橋本 さえ子

松宮明子

令和元年度 PTA特別会計決算書 (単位:円、△は減)

1 資源回収

収入の部	
------	--

1/2		
項目	金 額	備 考
前年度繰越金	134,239	
資源回収収益金	0	アルミ缶回収
補助金	0	志木市リサイクル助成金
雑収入	0	貯金利息
計	134,239	

支出の部

項目	金 額	備考
学校へ寄付	0	
苗代.土代	6,837	
計	6,837	

差引残高

項目	残 高	備考
収入 - 支出	127,402	次年度へ繰り越し

2 記念行事積立金

収入の部

<u></u>		
項目	金 額	備考
前年度繰越金	1,609,483	
積立金	100,000	一般会計より
雑収入	12	貯金利息
計	1,709,495	

支出の部

項目	金 額	備考
45周年記念行事 記念品	311,630	升臼3基、杵2本
45周年記念行事 記念品	157,480	下敷き
45周年記念行事 記念品	89,080	台
45周年記念行事 記念撮影	27,330	写真撮影
計	585,520	

差引残高

項目	残 高	備考
収入 - 支出	1,123,975	次年度へ繰り越し

上記のとおり、報告いたします。

令和2年3月30日

志木市立志木第三小学校 PTA会長 野浦 康 亘

監査の結果、適正であることを認めます。

令和2年3月30日

志木市立志木第三小学校 PTA監事 橋本 さえ子

松宮明子

第2号議案 令和2年度事業計画並びに予算

令和2年度事業計画(案)

<学校>

- 1 運動会協力
- 2 持久走大会 協力
- 3 学校保健委員会 協力
- 4 クラス会計 監査
- 5 学年末 監査

< PTA全体活動>

- 1 総会 4/30(木)
- 2 歓送迎会
- 3 常任委員会
- 4 運営委員会
- 5 家庭教育学級
- 6 給食試食会
- 7 お茶会
- 8 もちつき大会
- 9 ベルマーク集計
- 10 環境整備
- 11 「ふれあい 110番」事業 地域活動協力・児童安全確保 2 親子お楽しみ会
- *現段階で、全ての計画を予定とする。
- *行事によりお手伝い登録を実施予定。

<広報>

- 1 行事等写真撮影
- 2 広報「柏葉」の発行

上半期 139 号

下半期 140 号

<校外>

- 1 防犯パトロール(街頭指導)
- 2 夏祭りパトロール(校外補導)
- 3 志木市交通安全母の会 協力

<市P連>

- 1 志木地区バレーボール交流試合
- 2 親睦バレーボール大会
- 3 研修会等参加

<おやじの会>

- 1 樹木剪定

令和2年度 PTA一般会計予算(案) (単位:円、△は減)

I. 歳入の部

項目	前年度予算額	今年度予算額	比較増減	付記
会費	1,047,000	1,047,000	0	2,000円×500世帯
五貝	1,047,000	1,047,000	O	埼玉県PTA連合会PTA団体傷害保険 100円×470世帯
補助費	110,000	111,000	1,000	市補助、市P連補助
雑収入	10	6	\triangle 4	貯金利息 他
繰越金	736,693	642,606	△ 94,087	
計	1,893,703	1,800,612	△ 93,091	

Ⅱ.歳出の部

	項目	前年度予算額	今年度予算額	比較増減	付記					
	総会費	1,000	1,000	0	総会費用					
	諸会議費	40,000	45,000	5,000	市P連関係会議費 他					
運営費	事務費	30,000	40,000	10,000	事務用品、文房具、切手、郵送代 他					
建百貝	備品費	130,000	130,000	0	会議室用備品、テント、クーラーボックス 他					
	印刷費	280,000	280,000	0	用紙、印刷用インク、印刷機リース代 他					
	旅費	8,000	8,000	0	各種研修会交通費 他					
					広報活動費 100,000円 お茶会 45,000円					
			450,000 430,000		もちつき大会 120,000円					
	一般活動費	450,000		430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	△ 20,000	(中止の場合は別行事に振替を検討)
活動費	双伯男須	450,000							430,000	△ 20,000
伯男賃					おやじの会 35,000円					
						環境整備(花苗植え) 20,000円 その他 50,000円				
	教育振興費	75,000	65,000	△ 10,000	総合学習補助 他					
	児童福祉費	80,000	80,000	0	入学・卒業記念品					
易	 慶弔費	80,000	80,000	0	慶弔見舞金、慰労金 他					
負	負担金	55,000	55,000	0	県·市P連負担金					
	PTA連合会 体傷害保険	50,000	50,000	0						
	予備費	614,703	536,612	△ 78,091	講習会補助 他					
	計	1,893,703	1,800,612	△ 93,091						

上記のとおり、提案いたします。

令和2年3月30日 志木市立志木第三小学校 PTA会長 野浦 康 亘

令和2年度 PTA特別会計予算(案) (単位:円、△は減)

1 資源回収

1	77	7		1	7	4	17
I	I X		\	v	,	咅	D

項目	金 額	備考
前年度繰越金	127,402	
資源回収収益金	0	アルミ缶回収
補助金	0	志木市リサイクル助成金
雑収入	0	貯金利息
計	127,402	

支出の部

項目	金 額	備考
学校へ寄付	0	
苗代.土代	20,000	
計	20,000	

差引残高

項目	残 高	備考
収入 - 支出	107,402	次年度へ繰り越し

2 記念行事積立金

収入の部

項目	金 額	備考
前年度繰越金	1,123,975	
積立金	100,000	一般会計より
雑収入	12	貯金利息
計	1,223,987	

支出の部

項目	金 額	備考
	0	
計	0	

差引残高

項目	残 高	備考
収入 - 支出	1,223,987	次年度へ繰り越し

上記のとおり、提案いたします。

令和2年3月30日

志木市立志木第三小学校 PTA会長 野浦 康亘

第3号議案 役員改選並びに顧問報告

令和2年度 役員及び顧問

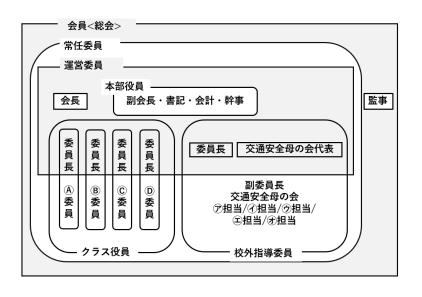
<顧問>

/順川/	
松本	米蔵
田中	岡川
上野	寿子
竹前	恵美子
松山	淑江
宮原	克平
高城	功夫
飯田	昌利
宮原	真一
廣島	直子
尾﨑	浩代
千葉	亮
須田	昭弘
金剛	光裕
吉川	真幸
湯本	恭規
宮原	
野浦	康亘

<役員>

丶 区只 /		
会 長	中田 裕規	
副会長	加藤健	
	堀田 真知子	
	鈴木 美紀子	
	松本 香織	
	仲 由紀子	
書記	木内 芳公	
	中川 彩	
	浅尾 恵	
会 計	木内 芳公	
	山浦 好江	
	大作 樹里	
監事	松宮 明子	
	神谷 愛	
幹事	大村 恵美	久保田 拡子
	小峯 友美	孟 慶萍
	見須 真奈美	
	l .	

三小 PTA 組織図



第4号議案 会則改正 (案)

第4章 第8条 において集金業務の明確化のため、 条文を以下のように改正する

[改正前]

会費は1家庭年額2000円とする。ただし、特別の事情のあるものは、会費を 減免することができる。

[改正後]

会費は1家庭年額2000円とする。年度途中に転出する会員への返金および転入する会員への徴収は行わない。ただし、特別の事情のあるものは、会費を減免することができる。

承認された場合は第13章に以下を追記する

18条 この会則は令和2年5月29日一部改正とする。

上記のとおり、提案いたします。

令和2年5月15日 志木市立志木第三小学校 PTA 会長 野浦 康可

志木第三小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は志木市立志木第三小学校PTAと称し、事務所を志木第三小学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第2条 この会は、父母と教職員が協力して児童の幸福な成長をはかるとともに、 会員相互の教養と親和とを深めることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。
 - 1. よい父母、よい教職員となるための研修につとめる。
 - 2. 家庭と学校との連携を密にし、児童の健全な成長をはかる。
 - 3. 児童の生活環境の整備につとめる。
 - 4. 父母と教職員の親和を深める。
 - 5. その他、この会の目的を達成するに必要なことを行う。

第3章 方 針

- 第4条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理 については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。
- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動 する。
 - 1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および他の機関と協力する。
 - 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするよう な行為を行わない。なお、この会またはこの会の役員の名で選挙の候補 者を推薦しない。
 - 3. 学校の人事や管理に干渉しない。

第4章 会 員

- 第6条 この会の会員となることができるものは次のとおりである。
 - 1. 志木第三小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわるもの。
 - 2. 志木第三小学校に在籍する教職員。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第8条 この会の会員は会費を納めるものとする。

1. 会費は1家庭年額2000円とする。年度途中に転出する会員への 返金および転入する会員への徴収は行わない。ただし、特別の事情 のあるものは、会費を減免することができる。

第5章 経 理

第9条 この会の活動に要する経費は会費、寄付金およびその他の収入による。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、決算 は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員ならびに常任委員

第12条 この会の役員は次のとおりである。

会 長 1名

副会長 5名まで(うち4名はP会員、1名はT会員とする)

書 記 3名 (うち2名はP会員、1名はT会員とする)

会 計 3名(")

監事 2名

幹 事 若干名

第13条 役員の選出は次の方法による。

- 1. 会長および監事は総会において選任する。ただし、その候補者の選出は選考委員会による。選考委員会の構成及び運営は細則による。
- 2. 副会長・書記・会計は会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第15条 常任委員は各学級より選出する。

1. 常任委員の定数は細則による。

- 第16条 役員の任務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は会務を総理し、この会を代表する。また、各種会議を招集し、会議の議長となる。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3. 書記は会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
 - 4. 会計は会長の指示に従って、この会の会計事務を処理する。
 - 5. 監事はこの会の経理を監査する。
 - 6. 幹事はこの会を補佐する。
- 第17条 常任委員は班等に属し、会務を分掌する。
- 第18条 校長は各種の会議に出席して意見を述べることができる。
- 第19条 この会に顧問を置く。顧問は運営委員会で推挙し、総会で承認 する。

第7章 総 会

- 第20条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第21条 総会は毎年4月~5月に開催する。なお、運営委員会が必要と認めたと きは臨時総会を開くことができる。
- 第22条 総会の承認ならびに議決事項は次のとおりである。
 - 1. 前年度の事業報告ならびに決算報告
 - 2. 新年度の事業計画ならびに予算
 - 3. 役員の承認
 - 4. 会則の変更
 - 5. その他必要な事項
- 第23条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第8章 常任委員会

第24条 常任委員会は、会長が必要と認めたとき召集する。

第9章 運営委員会

- 第25条 運営委員会は、役員及び班等の委員長ならびにT会員代表2名によって構成され、必要により会長が召集する。
- 第26条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 第27条 運営委員会は、次の事項を審議し、または処理する。
 - 1. この会の運営に必要な事項につき、調査研究する。
 - 2. 班等の連絡調整をはかる。
 - 3. 総会に提出する関係書類を作成する。
 - 4. 必要ある場合には臨時委員会を作る。
 - 5. その他、緊急な事項を処理する。

第10章 組織

- 第28条 この会の活動を円滑にするために、班制をしき、業務を分担する。また、 別に校外指導委員会をもうける。
- 第29条 各班、校外指導委員会の任務は次のとおりである。

各班…広報および年間行事等を行う。

校外指導委員会…交通安全母の会、校外補導、交通安全、防犯に関する 業務を行う。

この他の任務については、全会員でこれを行う。

第30条 本校の教職員は、それぞれの班に所属する。ただし、役員であるものは 除く。

第11章 細 則

- 第31条 この会の運営に必要な細則は、この会則に反しないかぎりにおいて運営 委員会の議決を経て定める。
 - 1. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を臨時総会に報告しなければならない。

第12章 改正

第32条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第13章 付 記

- 1条 慰労、慶弔見舞い金および旅費の内規は、別に定める。
- 2条 この会則は昭和50年12月11日より施行する。
- 3条 この会則は昭和51年5月18日一部改正する。
- 4条 この会則は平成3年4月26日一部改正する。
- 5条 この会則は平成4年5月8日一部改正する。
- 6条 この会則は平成5年5月11日一部改正する。
- 7条 この会則は平成8年4月30日一部改正する。
- 8条 この会則は平成13年3月6日一部改正する。
- 9条 この会則は平成14年5月7日一部改正する。
- 10条 この会則は平成17年5月6日一部改正する。
- 11条 この会則は平成18年5月1日一部改正する。
- 12条 この会則は平成19年5月11日一部改正とする。
- 13条 この会則は平成23年5月2日一部改正とする。
- 14条 この会則は平成24年5月2日一部改正とする。
- 15条 この会則は平成26年5月2日一部改正とする。
- 16条 この会則は平成27年4月28日一部改正とする。
- 17条 この会則は平成30年5月2日一部改定・改正とする。
- 18条 この会則は令和2年5月29日一部改正とする。

細 則

第1章 役員選考委員会の構成及び任務

- 第1条 役員選考委員会の構成および委員の選出の方法は次のとおりである。
 - 1. 役員より若干名選出する。
 - 2. 班等よりそれぞれ1名ずつ選出する。
 - 3. T会員の中から2名選出する。(役員が兼務することを妨げない)
 - 4. 選考委員は互選により正副委員長を選出する。選考委員長は、 次期総会までに委員会を開き、新会長候補及び監事の候補者を選出 する。
 - 5. 選考委員長は選考委員を代表して総会において、会長および監事 の候補者を報告する。
- 第2条 選考委員会は年度内に発足し、任務終了と同時に解散する。

第2章 常任委員の定数及び任務

第3条 常任委員の定数及び任務は次のとおりとする。ただし常任委員の 定数は児童数増減に応じて変更する場合もある。

クラス役員 各クラス2名

クラスレク等、主にクラスに関すること。

校外指導委員 各クラス1名

主に地区に関すること。

T会員代表 2名

この他の任務については、全会員でこれを行う。

第3章 表 彰

第4条 この会に著しく功労のあった会員に対し定期総会において表彰し、 感謝状および記念品を贈呈することができる。

第4章 慶 弔

- 第5条 下記に該当する場合には、慶弔の意を表す。
 - 1. 児童・会員の死亡の時は、金5,000円と生花を贈る。
 - 2. 児童・教職員が学校管理下において疾病負傷等により入院した ときは、次により見舞い金を贈る。
 - 1週間以上 金3,000円
 - 3. 会員が災害により損害を受けたときは、金3,000円の見舞い金を贈る。ただし、広域災害の場合は運営委員会で協議の上決める。(床上浸水の場合は見舞い金を贈る)
 - 4. 教職員が転退職した場合は慰労金を贈る。
 - 5. 上記以外に必要があると認められる場合は、役員会で協議し決定するが、急を要する場合は会長の裁量で決定することができる。

第5章 旅費支弁

- 第6条 この会の活動のため市外に出張したときは、下記により旅費を支給 する。
 - 1. 交通機関を利用した場合、その実費を支給し、日当として 500 円 (半日) または 800 円(全日) を支給する。
 - 2. 自家用車を利用した場合、バス、電車を利用したものとして計算し支給する。なお、出張とは、公文書または会長から特に依頼のある場合をいう。

志木市立志木第三小学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、志木第三小学校PTA(以下「本会」という。)が 取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運 営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的と する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

- 第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出 された、氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項とする。

(同意の取り消し)

第6条

- 1 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条

- 1個人情報は、本会が適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

- 第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得るこ とにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ■問い合わせ先 志木第三小学校 教頭 · PTA会長